

横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 正誤表

及び 車いす使用者用駐車区画に関する管理運用の望ましい水準

平成 22 年 4 月版

健康福祉局福祉保健課

箇所	誤	正
P46 整備基準解説 (2)利用円滑化経路上の敷地内通路の構造 ア 幅員 (イ)	140 センチメートルの規定の適用については、横浜市建築基準条例（昭和 35 年 10 月横浜市条例第 20 号。 <u>以下「基準条例」という。</u> ）…	140 センチメートルの規定の適用については、横浜市建築基準条例（昭和 35 年 10 月横浜市条例第 20 号。 【削除】 ）…
P 56 整備基準解説 (2)利用円滑化経路上の廊下の構造 ア 幅員 (イ) a	<u>基準条例</u> 第 19 条の規定	<u>横浜市建築基準条例</u> 第 19 条の規定
P 58 整備基準解説 (2)利用円滑化経路上の廊下の構造 ア 幅員 (イ) b	<u>基準条例</u> 第 27 条の規定	<u>横浜市建築基準条例</u> 第 27 条の規定
P 70 指定施設整備基準 (1)	階段の踊場及び傾斜路の <u>水平</u> 部分の手すり	階段の踊場及び傾斜路の <u>平たんな</u> 部分の手すり
P70 整備基準解説 (1)	(1) <u>水平</u> 部分 また、 <u>水平面</u> （踊場）にあたっては	(1) <u>平たんな</u> 部分 また、 <u>平たんな部分</u> （踊場）にあたっては
P 117 図 1－B 車いす同士のすれ違いに必要な寸法	車いすの全幅 <u>65</u> cm	車いすの全幅 <u>70</u> cm
P126 整備基準解説(2)ア	鋳製で弱視者への視認性にかけるものは使用しない。	鋳製は弱視者への視認性に欠け、また滑りやすく、抜け落ちる可能性があることなどから使用しない。

(100401)

※以下の項目・ページ数については、「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル増補版」（緑色の表紙）をご覧ください。

○概要編：6. 8. 11. 12. 16－18. 20. 21	○道路－案内標示：143
○建築物－駐車場：48－50	○公園－出入口：148. 150
○建築物－エレベーター：72. 74	○公園－駐車場：152
○建築物－便所（その1）：76. 78－82	○公園－案内標示：162
○建築物－便所（その2）：84－86	○公共交通機関の施設－エレベーター：184
○建築物－案内標示：98－101	○公共交通機関の施設－エスカレーター：186
○建築物－視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備：102. 104	○公共交通機関の施設－バス停留所：190
	○公共交通機関の施設－案内標示：195
	○資料編：217－221. 223－236. 238. 239. 252

横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル増補版（緑色の表紙） 正誤表

箇所	誤	正
P11 5 条例の対象となる施設 (1)建築物 表中 1 官公庁施設の一般都市施設	<u>社会保険事務所</u>	日本年金機構 年金事務所
P21 (2)事前協議書等について エ 完了検査等（2か所訂正）	<u>まちづくり調整局</u>	建築局
P72 整備基準解説(3)追加		建築物の区分「事務所・工場」及び「共同住宅」に限っては、車いす使用者がエレベーターに前進で乗り込み、後進で降りることができる大きさとしては、かご内法寸法、間口 100×奥行 110 センチメートル以上の機種が対象となる。
P74 整備基準解説(8)	両側面の壁及び正面壁に設け、握りやすい形状にする <u>ことが望ましい</u> 。取り付け高さは、75～85 センチメートル <u>程度</u> とする <u>ことが望ましい</u> 。	両側面の壁に設け、握りやすい形状にする。取り付け高さは、75～85 センチメートルとする。
P74 望ましい水準⑧追加		⑧手すり 両側面の壁及び正面壁に設ける。
P78 整備基準解説(5)	障害者、高齢者等広い空間を必要とする人が利用できる旨を出入口に表示する。	障害者、高齢者等広い空間を必要とする人が利用できる旨を、 <u>オストメイト対応便房には、その設備がある旨を</u> 出入口に表示する。
P78 整備基準解説(7)	車いす使用者が円滑に利用できる便房の床面積は、便房内で車いすが回転できるスペース（直径 150 センチメートル以上）を確保することが基本である。 <u>便房内に洗面器を設ける場合は、内法で 200×200 センチメートル以上が必要となる。ただし、これだけのスペースが確保できない場合でも、便房内の設備や戸のレイアウトにより最低限の寸法として、便房外に洗面器を設ける場合は、内法で 150×200 センチメートルや、150×180 センチメートルで車いす使用者の利用を設定したものもある。ただし、便房が狭くなると使用方法に制限が出てくるため整備にあたっては十分な配慮が必要である。</u>	車いす使用者が円滑に利用できる便房の床面積は、便房内で車いすが回転できるスペース（直径 150 センチメートル以上）を確保する。 <u>(以下削除)</u>

増補版 P78 整備基準解説 (8)	イ 手すりは便器の両側に水平部分の高さを合わせて設ける。壁側にはL字型手すりを設け、反対側には	イ 手すりは便器の両側に水平部分の高さ(65~70センチメートル)を合わせて設ける。壁側にはL字型手すりを設け(垂直部分の位置は、便器の先端から20~30センチメートル前方)、反対側には
増補版 P78 整備基準解説 (8)	エ 便器洗浄ボタンは手の届く位置に設け、 <u>大型のレバー式、くつべら式押しボタン、光感知式、床ボタン式</u> など操作しやすい形状のものとする。	エ 便器洗浄ボタンは手の届く位置に設け、 <u>大型の押しボタン、光感知式、くつべら式押しボタン</u> など操作しやすい形状のものとする。
増補版 P78 整備基準解説 (10)	ア 汚物流し等 しびん等を洗浄するための汚物流し、 <u>または、これにかわる洗浄装置を設置する。</u>	ア 汚物流し(削除) しびん等を洗浄するための汚物流し。 <u>(削除)</u>
増補版 P78 整備基準解説(10)	イ オストメイトのための設備 ・水栓 (追記)	イ オストメイトのための設備 ・水栓 (<u>レバー式・光感知式等簡単に操作できるもの</u>)
増補版 P78 図面番号	→ [図 10-D] [図 10-E]	→ [図 10-D] [図 10-G]
P79 図 10-D 注釈追加		図 10-D 車いす使用者対応便房の整備例 1 <u>※水洗器具を便房内に設置しない場合</u>
増補版 P80 望ましい水準 (11)	大きめのシートやオストメイト対応設備を備えたトイレである旨を示す表示を行うこと。	大きめのシート(削除)を備えたトイレである旨を示す表示を行うこと。
P81 例図の削除		図 10-E 車いす使用者対応便房の整備例 2 → <u>削除</u> 図 10-F 多目的便房の整備例 → <u>削除</u>
増補版 P84 指定施設整備基準(5)	男子用小便器を設ける場合は、	男子用小便器を設ける場合には、
増補版 P84 整備基準解説 (3) イ 便房内の設備	(ア)手すりはL字型のものを設ける。	(ア)手すりはL字型のものを設ける。 <u>水平部分の高さは 65~70 センチメートル、垂直部分の位置は、便器の先端から 20~30 センチメートル前方に設ける。</u>
P102 整備基準解説 (1) イ、ウ注意を喚起する場所	(ア) 基準に該当する場所は、敷地内通路及び敷地内通路の階段や <u>大規模で複雑な構造の施設の</u> 屋内階段である。 <u>また、屋内であって公共通路として利用される公開空地等の階段、エスカレーターも該当する。</u>	(ア) 基準に該当する場所は、敷地内通路及び敷地内通路の階段や(削除)屋内階段、 <u>エスカレーター</u> である。(削除)
P102 整備基準解説(2)ア大きさ	鋳製で弱視者への視認性に欠けるものは使用しない。	鋳製は弱視者への視認性に欠け、また滑りやすく、 <u>抜け落ちる可能性があることなどから</u> 使用しない。

P102 整備基準解説 (2) イ色彩	対比効果が発揮できる限りにおいて、黄色が困難な場合には	対比効果が発揮できる限りにおいて <u>(P146参照)</u> 、黄色が困難な場合には
P162 指定施設整備基準 2行目	出入口付近	出入口 <u>の</u> 付近
P195 整備基準解説 (3)視覚障害者に示すための設備	日本工業規格 T 9 0 2 2 規格	日本工業規格 T 0 9 2 2 規格
P226 別表第 5 11 便所 (その 2) (5)	男子用便器	男子用 <u>小</u> 便器
P252 横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例について	<u>まちづくり調整局</u>	<u>建築局</u>
P252 横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例について	ホームページアドレス http://www.city.yokohama.jp/me/ machi/guid/kenki/barrierfree/	ホームページアドレス http://www.city.yokohama.lg.jp /kenchiku/guid/kenki/barrierfree/

(100401)

車いす使用者用駐車区画に関する管理運用の望ましい水準

この望ましい水準は、福祉のまちづくり条例で定める整備基準に合わせ車いす使用者用駐車区画を整備することを基本として、当該駐車区画を必要としている方がより利用しやすい環境をつくるために努めるべき対応をまとめたものです。

○障害者が利用できる施設であることを示す国際シンボルマークの表示

障害者が利用できる施設であることを示す国際シンボルマークを使用して、車いす使用者等のための駐車区画であることを表示します。表示方法に関しては、周囲に自動車が駐車していても確認できる位置に設置するとともに、運転席から判別できる大きさと設置します。また、路面における表示は、車がとまっても隠れない位置にマークを塗装することとします。

○掲示物による注意喚起

車いす使用者用駐車区画の不適切利用を抑制するため、掲示による注意を促します。また、加えて、幅の広い駐車区画の必要性を示し、必要のない方は他の駐車区画を利用するように誘導掲示を行います。

○車いす使用者用駐車区画に三角コーン等を置く場合の対応

駐車区画の中央に三角コーンを置くことは、車いす使用者等にとり、自動車を他の場所に一旦とめ、コーンを退ける作業が必要であったり、コーン自体が重く移動できなかつたりし、駐車できないケースがあります。

三角コーン等は駐車区画中央部に置くのではなく、駐車区画横のゼブラゾーンに置き、車いす使用者等が自動車から降り建築物の出入口に至る動線に影響がない位置に配置します。

なお、不適切利用を防止する意味で駐車区画中央部に三角コーン等を配置する場合は、すぐに係員等がそれを移動できる体制を整えます。

○駐車区画の色分け ※

車いす使用者用駐車区画と一般駐車区画を区別し目立たせるため、路面塗装で色分けをします。

○駐車場係員等による声かけ ※

車いす使用者用駐車区画の不適切利用を防ぐため、係員等の巡回など、利用状況の把握に努め、必要に応じて適正利用の声かけを行います。

○啓発活動 ※

車いす使用者用駐車区画の不適切利用を防ぐため、啓発チラシ等の配布や施設内の放送による呼びかけを行います。また、車いす使用者用駐車区画においても、センサー等で車を感知し、音声によって注意を促します。

※印：望ましい水準の中でも、駐車場の管理状況及び利用状況等を勘案し、駐車場設置事業者が自主的、自発的に取り組むことを期待する事項

参考

事業者独自に駐車区画の利用対象者を定め、駐車許可証を発行する制度を設けている事例があります。

車いす使用者用駐車区画に関する管理運用の望ましい水準の図解

